
【法令名称】「中国(上海)自由貿易試験区外商投資企業届出管理弁法」公布に関する上海市人民政府の通知

【発布機関】上海市人民政府

【発布番号】滬府発[2013]73号

【発布日】2013.09.29

【実施日】2013.10.01

【時限性】現行有効

【効力等級】地方規範性文書

【全文】

中国(上海)自由貿易試験区外商投資企業届出管理弁法

第一条 (目的と根拠)

開放を更に拡大し、外商投資管理体制改革を推し進め、中国(上海)自由貿易試験区(以下「自由貿易試験区」という)の国際化、法治化された投資環境を構築するため、「国务院に授權して中国(上海)自由貿易試験区において関連法令の定める行政審査許可を一時調整する旨の全国人民代表大会常務委員会の決定」、「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」と関連法律、法規に基づき、本弁法を制定する。

第二条 (適用範囲)

自由貿易試験区の外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)以外の外商投資企業の設立と変更は本弁法を適用する。法律、法規に別途規定がある場合、その規定に従う。

第三条 (届出機関)

中国(上海)自由貿易試験区管理委員会(以下「届出機関」という)は権限内の外商投資企業の届出管理に責任を負う。

第四条 (企業設立届出)

投資者は自由貿易試験区内で外商投資企業を設立する場合、まず企業名称仮認可を取得してから、自由貿易試験区外商投資ワンストップ受理プラットフォーム(以下「受理プラットフォーム」という)にアクセスし、オンラインで記入の上、届出告知事項につき承諾を出さなければならない。

第五条（変更届出事項）

本弁法第四条に基づき設立された外商投資企業は、以下のいずれかに該当する場合、受理プラットフォームを通じて、変更届出手続きを行わなければならない。

- (一)登録資本変更(増資、減資)。
- (二)持分又は合作権益譲渡。
- (三)持分への質権設定。
- (四)合併、分割。
- (五)経営期間変更。
- (六)経営期間到来前の終了。
- (七)出資方式、出資期間の変更。
- (八)中外合作企業の外国合作者による投資の先行回収。

このうち、関連法律、法規規定に基づき、公告すべきものは、法に従い公告手続きを行わなければならない。

第六条（存続企業変更届出）

本弁法の実施前に、自由貿易試験区内で設立した外商投資企業に変更が生じた、又は自由貿易試験区外の外商投資企業が区内に移転し、尚且つ変更後、本弁法第二条規定の届出範囲内となる場合、受理プラットフォームを通じて変更届出手続きを行い、届出機関に許可証書を返上しなければならない。

第七条（届出の手順）

投資者(又は外商投資企業)がオンライン申告を完了後、届出機関は1営業日以内に届出を行い、同時に「中国(上海)自由貿易試験区外商/香港、マカオ、台湾、華僑投資企業届出証明」(以下「届出証明」という)をオンラインで投資者(又は外商投資企業)と関連部門に送信しなければならない。

投資者(又は外商投資企業)は届出完了後、国の関連規定に基づき関連手続きを行う。

第八条（届出情報管理）

受理プラットフォームは外商投資企業届出情報を保管しなければならない。但し、投資者又は外商投資企業が届出日から 30 日以内に登記手続きを完了していない場合、関連情報を申告し直さなければならない。

第九条（届出から審査許可への変更）

届出管理対象の外商投資企業に審査許可すべき変更事項が発生した場合、現行の外商投資管理の関連規定に基づき、審査許可手続きを行わなければならない。

第十条（告知承諾）

外商投資企業届出は告知承諾制度を実施する。外国投資者又は外商投資企業が中国国家主権若しくは社会公共利益を損なうこと、中国国家安全を損なうこと、環境に損害をもたらすこと、又はその他の中国法律、法規に違反することを禁止する。国家安全審査と独占禁止審査に関わる場合、国の関連規定に基づき実施する。

第十一条（情報公開）

届出機関は届出証明の情報を公開しなければならない。

第十二条（信用管理）

投資者（又は外商投資企業）は告知承諾に基づき、偽りなく届出情報を提供しなければならない。届出情報は登録登記機関に提出した情報と一致していなければならない。

第十三条（中間過程、事後の監督管理）

届出機関は定期的に投資者（又は外商投資企業）の承諾事項に対して検査を行わなければならない。投資者（又は外商投資企業）の実情が承諾内容と一致していない場合、届出機関は書面通知で訂正を命じ、且つ規定期限内に是正するよう命じなければならない。状況が深刻な場合は届出を取消し、当該情報を外国投資者信用記録書類に記入し、当該企業を虚偽陳述企業名簿に記録し、同時に関連部門に連絡し、処理結果を公示しなければならない。

第十四条（香港、マカオ、台湾投資者）

香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の投資者が自由貿易試験区内で会社を投資、設立する際の届出管理は本弁法を参照する。

第十五条（施行日と有効期間）

本弁法は 2013 年 10 月 1 日から施行し、有効期間は 3 年間とする。